

# 小・中学校版 就学ハンドブック

～明日の笑顔のために～



令和4年5月 改訂

三原市教育委員会

## 児童生徒の社会的自立に向けたアウトライン

本ハンドブックは、支援を必要とする児童生徒が、本人に合った学びの場を実現するための手順及び、基準を示したものです。併せて、中学校卒業後の進路を示すことにより、子供の社会的自立をイメージし、日々の教育活動を進めていただけるよう作成しました。

①～⑤の時期に分けて表しています。必要なページをご参照ください。

### ⑤ 高校等卒業後について P.18～19

進学

就職

障害福祉サービス  
を利用した就労

### ④ 高校選択について P.14～17

### ③ 特別支援学校の進学等 P.10～13

全日制

定時制

通信制

フレキシ  
ブル課程

特別支援  
学校

### ② 特別支援学級・種別選択について P.3～9

自閉症・情緒障害学級

肢体不自由学級  
聴覚障害学級  
視覚障害学級  
病弱学級

知的障害学級

就学指導委員会

### ① 教育相談について P.2～3

教育相談

小学校

中学校

## ① 教育相談について



**Q：担任する子供の発達の様子が心配です。  
誰に相談したらよいですか？**

**A：特別支援教育コーディネーターや校内委員会で相談  
ができます。その上で保護者と相談し、必要に応じて、  
教育相談や発達相談等につなげます。**



### ★ 教育相談とは？

- ◆ 教育相談は、就学に向けての相談や発達に関する相談の総称です。  
集団生活が難しかったり、学習上の困難さがあったりするなどの、気にかかることがあった場合、子供の状態に合った適切な学びを考えるために行います。
- ◆ 来年度、保護者が特別支援学校への入学や特別支援学級への入級を希望する場合や、発達に関するより専門的な相談がある場合には教育相談の申込をしてください。

### ★ 教育相談はどのように申し込めばよいですか？

- ◆ 申し込むためには、5月以降に各校に送付する教育相談申込書に必要事項を記入し、学校から教育委員会に提出する必要があります。
- ◆ 来年度を見据え、早期に教育相談を実施したい場合は、第一期の教育相談に申し込んでください。(6月中旬締切)
- ◆ 年度途中で教育相談が必要と感じられた場合は、第二期の教育相談に申し込んでください。(11月上旬締切)



## ★ 教育相談から特別支援学級入級等までの手順

- ① 保護者から相談を受けたら、学校が必要な書類を作成し、教育委員会に提出します。
- ② 場所と日時が決まったら、学校に連絡するので、保護者に伝えてください。
- ③ 教育相談実施後は、必要に応じて他の機関との連携を図り、特別支援学校、特別支援学級への就学等（以下、「就学先」とする。）を関係者で検討していきます。

保護者が特別支援学校や、特別支援学級を希望する場合は、教育相談を受けた後、就学指導委員会で審議をします。審議した内容をもとに、三原市教育委員会から学校と保護者に来年度の答申を通知します。

- ④ 1月に保護者が特別支援学級への入級の同意書を書き、学校に提出します。  
同意書とは、特別支援学級への入級について、保護者の意思を明記するものです。
- ⑤ 特別支援学校への入学が決定した場合、1月中旬以降、広島県教育委員会から保護者に連絡があります。

## ★ 教育相談の留意事項

- ◆ 発達検査等を受けたことがある場合は、教育相談の時に学校から教育委員会へ資料の提供が必要です。

発達検査等の資料には、子供の得意なところやもっている力を発揮するための具体的な方法が書かれているため、教育相談の担当者が、より具体的なイメージをもって支援を考えることができます。

提供していただいた情報は、責任をもって管理します。



## ② 特別支援学級・種別選択について



**Q：児童生徒の入級する障害種別はどうやって決めるのですか？**

**A：就学指導委員会において、児童生徒の実態や、保護者の思い、専門家等の意見を踏まえた上で三原市の意見を出します。**



### ★ 就学指導委員会とは？

- ◆ 就学指導委員会とは、障害の状態、子供・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先の答申に関わって審議をする会議のことです。
- ◆ 三原市では9月と11月の年2回実施をしており、構成員は医師、発達相談に関する専門家等です。（保護者は出席しません。）  
これまで教育相談で相談に応じた就学に関わる内容を1件1件協議していきます。
- ◆ 保護者の思いや教育相談の内容、子供の学校での様子等をもとに審議をします。教育委員会はその意見をもとに来年度の就学先の答申を決定します。
- ◆ 就学指導委員会の後、保護者に教育委員会の答申を示します。
- ◆ 保護者の同意書への記入をもって、来年度の就学先を決定します。
- ◆ 就学先が決定したら、2月以降に学校を通じて特別支援学級への入級通知や、特別支援学校からの入学通知で、保護者にお知らせします。



◆ 特別支援学校や特別支援学級への種別については、次の基準をもとに、  
答申を示しています。

特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

|        | 特別支援学校                                                                                                        | 特別支援学級                                                           | 通級による指導                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 視覚障害者  | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも                          | 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの                           | 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの |
| 聴覚障害者  | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも                                            | 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの                                 | 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの       |
| 知的障害者  | 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも<br>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なも         | 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも |                                                                           |
| 肢体不自由者 | 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも<br>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも | 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも                        | 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも                   |

|       |                                                                                                            |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病弱者   | <p>一 慢性の呼吸器疾患, 腎臓疾患及び神経疾患, 悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p> | <p>一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>                                                      |                                                                                                                                                                                 |
| 言語障害者 |                                                                                                            | <p>口蓋裂, 構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者, 吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者, 話す, 聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者, その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で, その程度が著しいもの</p> | <p>口蓋裂, 構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者, 吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者, 話す, 聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者, その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で, 通常の学級での学習におおむね参加でき, 一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> |
| 自閉症者  |                                                                                                            | <p>一 自閉症又はそれに類するもので, 他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの</p>                                                                                               | <p>自閉症又はそれに類するもので, 通常の学級での学習におおむね参加でき, 一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>                                                                                                                   |
| 情緒障害者 |                                                                                                            | <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので, 社会生活への適応が困難である程度のもの</p>                                                                                            | <p>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので, 通常の学級での学習におおむね参加でき, 一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>                                                                                                       |
| 学習障害者 |                                                                                                            |                                                                                                                                                     | <p>全般的な知的発達に遅れはないが, 聞く, 話す, 読む, 書く, 計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので, 一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>                                                                              |



|            |  |  |                                                                           |
|------------|--|--|---------------------------------------------------------------------------|
| 注意欠陥多動性障害者 |  |  | 年齢又は発達に不釣り合いな注意力,又は衝動性・多動性が認められ,社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので,一部特別な指導を必要とする程度のもの |
|------------|--|--|---------------------------------------------------------------------------|

※特別支援学校は,学校教育法施行令第22条の3,特別支援学級及び通級指導教室については,「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)から抜粋。

学校へ特別支援学級入級の相談があった場合,この表に基づいて児童生徒の実態を把握するように努めてください。



## ★ 種別選択や種別決定後に参考となるホームページ・資料について

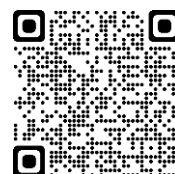
### 広島県教育委員会(特別支援教育)ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/tokubetsu.html>



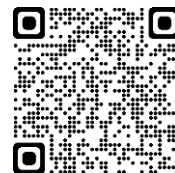
### 特別支援教育ハンドブック No.1 令和3年改訂版

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/432267.pdf>



### 三原市特別支援教育実践事例集(令和3年3月)

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyouiku/121529.html>





## ★特別支援学級の入級等に関する1年間のスケジュール

◆ 就学に関する1年間のスケジュールの概要です。こちらを参考にしながら児童生徒に必要な支援等について検討してください。

| 月  | スケジュール                 | 保護者⇄学校                                                                  | 学校⇄他機関                                                        |
|----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 4月 | 校内相談<br>学校見学<br>(年中可能) | 子供の就学に関して、心配なことについて保護者の相談を受けます。<br><br>保護者が、学校見学を希望することがあります。           | 必要に応じて他機関と連携します。<br><br>保護者からの相談を受け、各学校の校長に連絡をして、見学の日程調整をします。 |
| 5月 | 教育相談申込開始               | 来年度特別支援学校や特別支援学級への入級を希望する場合や、発達に関する専門的な相談がある場合、教育相談の申込をします。             | 教育相談の申込書を教育委員会に提出します。                                         |
| 6月 |                        | 教育委員会から通知された教育相談の日程を保護者に伝えます。(随時)                                       |                                                               |
| 7月 | 教育相談<br>スタート           | 連絡があった日時・場所で、個別の相談があります。<br>必要に応じて、学校関係者が教育相談の場に同席することができます。            |                                                               |
| 8月 |                        | 教育相談の申込書を教育委員会に提出します。                                                   |                                                               |
|    |                        | ※1 特別支援学校への入学を希望する場合、遅くとも10月上旬までに特別支援学校へ教育相談の申込をし、12月まで教育相談を受ける必要があります。 |                                                               |
|    |                        | ※2 特別支援学級への入級を希望する場合、遅くとも1月上旬までに教育相談の申込をする必要があります。                      |                                                               |

|     |                                  |                                                                        |                                                                                              |
|-----|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月  | 第1回<br>就学指導<br>委員会               | 保護者が特別支援学校や、特別支援学級への就学を希望した場合、教育相談で聞いた内容等をもとに、専門家が来年度の就学について話し合います。    |                                                                                              |
| 10月 |                                  |                                                                        |                                                                                              |
| 11月 | 第2回<br>就学指導<br>委員会               | 保護者が特別支援学校や、特別支援学級への就学を希望した場合、教育相談で聞いた内容等をもとに、専門家が来年度の就学について話し合います。    |                                                                                              |
| 12月 | 教育相談申込締切                         |                                                                        |                                                                                              |
| 1月  | 特別支援学級<br>の入級的意思<br>決定<br>教育相談終了 | 特別支援学級の入級的意思決定をし、同意書を学校に提出します。<br>教育委員会が送付する特別支援学級の入級に関する同意書を保護者に渡します。 |                                                                                              |
| 2月  | 特別支援学校入学の通知                      | 入学前に学校見学をしたい場合、学校に相談があります。                                             | 必要に応じて、特別支援学校に子供の様子について連携を図ります。                                                              |
| 3月  | 特別支援学級入級の通知                      | 必要に応じて、小学校や中学校等と子供の様子について連携を図ります。<br><br>入学前に事前の学校見学をしたい場合、学校に相談があります。 | 現在の所属校から、次年度入級・入学する学校へ情報提供します。<br><br>保護者から見学希望があったら、所属校が、次年度入級・入学する学校の校長に連絡をして、見学の日程調整をします。 |

### ③ 特別支援学校の進学等について

#### ★ 特別支援学校とはどんな学校ですか？

- ◆ 特別支援学校とは、障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

幼稚園から、高等学校に当たる年齢段階の教育を、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

障害種別は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱があります。

- ◆ 1学級の児童生徒数は、小学部と中学部は6人まで、高等部は1学級8人までです。なお、重複障害学級は3人までです。そのため、障害の状況や個に応じた丁寧な指導を行うことができます。小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

- ◆ 卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

エレベーター、身障者用トイレが設置されています。スクールバスも運行しており、子供の障害の状況に応じた取組が行われています。

#### ★ 特別支援学校で行われる支援は？

- ◆ 障害の状況に合わせ、実態に合った遊びや学習を通して、一人一人の子供に付けたい力を身に付けられるようにしています。

##### 三原特別支援学校小学部の例



パワーアップタイム(体育)

毎日20分間、各クラスで体力づくりに取り組みます。それぞれ課題に応じて、体ほぐしをしたり走ったりします。



遊びの指導

集団遊びの中で、ルールを守ることの大切さや、友だちとの関わり方などについて学びます。



個人別の課題学習

児童一人一人の実態に合わせた課題に取り組みます。国語や算数の内容、自立に向けた作業的な内容の課題などに取り組みます。



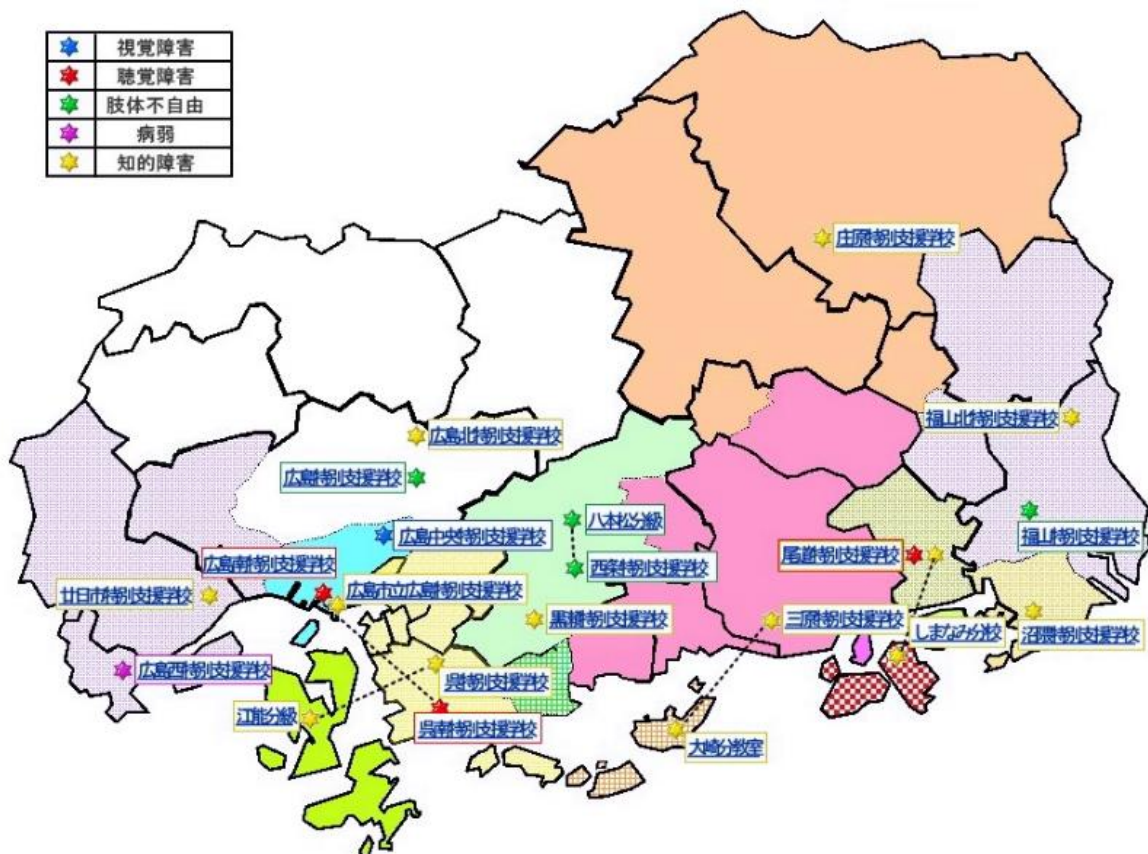
校外学習

年に数回、各クラス、各学年で校外学習を行います。社会見学や買い物学習、乗り物の乗車体験など、学年によって様々な内容を体験的に学びます。

- ◆ 詳しくは、P.12に各特別支援学校の学校ホームページのURLを掲載しているので、こちらをご覧ください。

- 1 三原市の教育相談を受けて、特別支援学校への進学的意思を示す。
- 2 特別支援学校の教育相談を受けて、特別支援学校への進学的意思を示す。

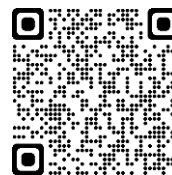
## ★県内の特別支援学校一覧



## ★三原市在住の児童生徒が進学等可能な特別支援学校

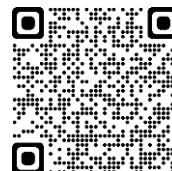
### 知的障害

三原特別支援学校 三原市小泉町10199-2  
0848-66-3030  
<http://www.mihara-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



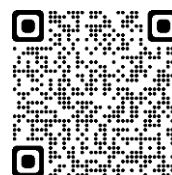
### 肢体不自由

福山特別支援学校 福山市津之郷町津之郷280-3  
084-951-1513  
<http://www.fukuyama-sh.hiroshima-c.ed.jp/>

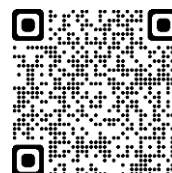


### 聴覚障害

尾道特別支援学校 広島県尾道市栗原町1524  
就学対象：小・中学部（大和町在住者以外）  
0848-22-5248  
<http://www.onomichi-sd.hiroshima-c.ed.jp/>

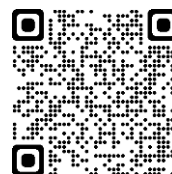


広島南特別支援学校 広島市中区吉島東二丁目10-33  
就学対象：小・中学部（大和町在住者）・高等部  
082-244-0421  
<http://www.hiroshima-sd.hiroshima-c.ed.jp/>



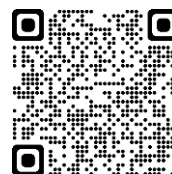
### 視覚障害

広島中央特別支援学校 広島市東区戸坂千足二丁目1-4  
082-229-4134  
<http://www.hiroshima-sb.hiroshima-c.ed.jp/>



### 病弱

広島西特別支援学校 大竹市玖波四丁目6-10  
0827-57-1000  
<http://www.nishitokushien.hiroshima-c.ed.jp/>



★教育相談等が必要な場合は上記の連絡先へ連絡をし、特別支援コーディネーター等に相談をしてください。





**Q: 特別支援学校へはだれでも進学等ができますか。**

**A: 特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒が対象です。**

**また、主たる障害が自閉症の場合は、特別支援学校に進学することはできません。**



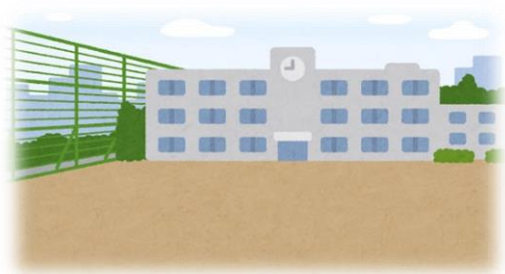
### ★該当しているか判断するには？

◆ P.5～7にある学校教育法施行令第22条の3の基準に該当するかどうかを判断するためには、障害の状況を示す根拠資料等が必要となります。

根拠の資料となるのは、各種手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）等です。

発達検査を行い、本人の障害の状況を調べることや、東部こども家庭センターに行き、療育手帳の申請を行うこと、身体障害者手帳を取得しているなどの根拠となる資料等が必要となります。また、日常生活の状況の聞き取りや見学等を行い、該当しているかどうかを総合的に判断していく必要があります。

特に特別支援学校に入学予定者についてはできるだけ早く手帳の保有の有無を確認してください。不明な点がある場合は、三原市教育委員会に一報を入れてください。





Q:療育手帳はどのように取得すればよいですか。

A:療育手帳は東部こども家庭センターで取得できます。



## ★手帳の種類や取得方法は？

### ◆手帳の種類

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 身体障害者手帳     | 重度の人から1～6級に区分      |
| 療育手帳        | 重度の人から○A・A・○B・Bに区分 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 重度の人から1～3級に区分      |

### ◆療育手帳の取得方法について

#### 対象者

知的機能の障害がおおむね18歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にあり、広島県東部こども家庭センターにおいて、知的障害と判定された人。（年齢制限なし）

#### 申請方法

申請窓口は、三原市社会福祉課及び各支所

#### 新規申請の場合

申請の前に、東部こども家庭センター等で判定を受ける必要があります。

新規申請の場合、東部こども家庭センター【(084)951-2340】にて「療育手帳の係をお願いします」と電話して案内を受けてください。

### ◆その他の手帳の取得方法について

三原市社会福祉課【(0848)67-6060】にて、相談をしてください。



#### ④ 高校選択について



Q: 特別支援学級に在籍する児童生徒は特別支援学校に進学するのですか。

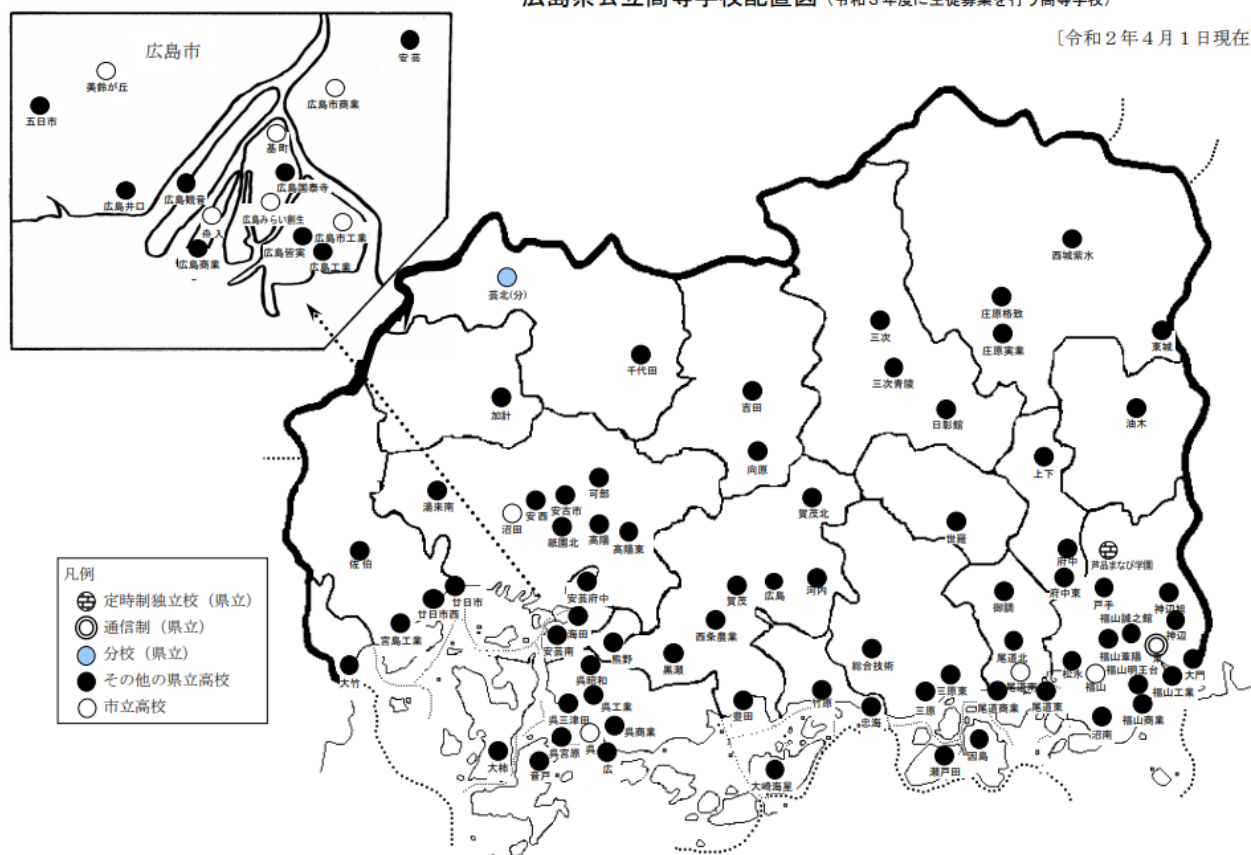
A: そのような決まりはありません。児童生徒が在籍する障害種別を問わず県内のどの学校にも進学することができます。児童生徒の実態に応じた学校を選択しましょう。



#### ★県内の公立学校の一覧（令和2年4月1日現在）

広島県公立高等学校配置図（令和3年度に生徒募集を行う高等学校）

〔令和2年4月1日現在〕



#### 広島県内高等学校リンク集

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/l4map-koukoumap-index.html>



## ★ 特別支援学級に在籍する児童生徒の進路指導はどのように進めていけばよいですか？

### ◆ 特別支援学級在籍児童生徒の進路指導の例

#### 小学校低学年～小学校中学年

- 1 保護者や児童と将来的な目標等について個別の教育支援計画等を通じて共有を図る。
- 2 将来的に、特別支援学校を視野に入れている場合、手帳の有無、児童の実態の適切な把握をする。（該当しない場合、違う学校への進学等に向けて話しておく。）
- 3 特別支援の校内委員会等で話をする。
- 4 児童生徒の障害種別が本人の実態にに応じているかを検討する。

#### 小学校高学年～中学1年生

- 1 保護者や児童生徒と進路について協議をスタートする。
- 2 特別支援学校を視野に入れている場合、手帳の有無、児童生徒の実態の適切な把握をする。（該当しない場合、違う学校への進学等に向けて話しておく。）
- 3 特別支援の校内委員会等で話をする。
- 4 児童生徒の障害種別が本人の実態にに応じているかを検討する。

#### 中学2年生

- 1 必要に応じて、オープンスクールなどを通して、生徒の実態に沿った学校の見学を促す。
- 2 生徒との面談を通して希望の学校等について話し合う。
- 3 進学を希望する学校長との連携を含め、適宜必要な関係機関等と連携をする。
- 4 進路指導主事を交えて進路選択が適切かどうかを協議する。
- 5 夏までに生徒の障害種別が本人の実態にに応じているかを検討する。

#### 中学3年生

- 1 特別支援学校該当者の場合、特別支援学校への教育相談等を個別に申し込む。
- 2 その他の学校への進路を希望する場合、再度学校見学や学校との連携などを行う。
- 3 校外学習を実施し、通学方法などを体験的に学ぶ。

◆ 以上のように、希望の進路に向けて、保護者と情報共有を図り、見通しをもった学習や準備が必要となるため、早期からの丁寧な取組が重要となります。また、進学を希望する学校の学校長と早めに連携をしておく必要があります。

中学3年生時の進路先の最終決定に向けて、入学した時から特別支援学級の担任だけでなく進路指導主事とも相談をし、適切な進路選択ができるよう、着実に取組を進めてください。

## ★ どんな進路先がありますか？

- ◆ 児童生徒の実態によっては全日制の学校に進学する場合や、通信制や定時制の学校に進学する場合など様々です。特別支援学級に在籍していることで、進路選択の幅が狭まるということはありません。特別支援学級に在籍する児童生徒に学校見学を進めるなどしながら、幅広い視野で進路選択ができるようにしてください。

児童生徒の進路先決定は将来の就職、進学等につながっていきます。将来の展望をもちながら進路選択をしてください。

### 過去5年間の三原市内の特別支援学級に在籍した生徒の進路先一覧

広島県立三原高等学校（全日制）  
広島県立三原高等学校（定時制 昼間）  
広島県立三原高等学校（定時制 夜間）  
広島県立三原東高等学校  
広島県立賀茂北高等学校  
広島県立河内高等学校  
広島県立瀬戸田高等学校  
広島県立東高等学校（通信制）  
広島県立三原特別支援学校  
如水館高等学校  
尾道高等学校  
岡山龍谷高等学校  
中川学園広島総合教育専門学校  
並木学院福山高等学校（通信制課程）  
東林館高等学校  
ヒューマンキャンパス福山サポート校  
相生学院高等学校 尾道校  
KTCおおぞら高等学院福山キャンパス

**児童生徒の将来的な自立  
に向け、実態に合った進  
路先となるよう十分に検  
討した上で、進路選択を  
行ってください。**

## ★ 教育課程と進学先について

- ◆ 児童生徒の進学先を考える場合、どの教育課程を選択しているかが、非常に重要な点となります。特に、自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒は当該学年の教育課程を選択しているため、自分の学年相当の学習ができると判断されます。

従前どおり、進学の際、児童生徒の実態把握を行い、児童生徒の持てる力を十分に発揮できる環境を熟考した上で、進路選択をしてください。

## ⑤ 高校等卒業後について



Q:就職等につなげていくために、特別支援学級ではどんな力をつけておけばよいですか。

A:働くこと・生きることへの意欲や前向きな態度、自立意識や目的意識などを培い、社会人・職業人として必要な基礎的・基本的な資質や能力を身に付けさせることが重要です。



### ★ 社会人・職業人として必要な基礎的・基本的な資質や能力とは？

◆具体的には次のようなことが挙げられます。

- 1 自分の性格や得意なことなどを正しく理解する力
- 2 自分の目標を向かって、やるべきことを選択する力
- 3 自分の思いを理解してもらえるように相手に伝える力
- 4 相手の立場を考えたり、他者と協働したりする力
- 5 学ぶこと・働くことの意義や役割の理解する力
- 6 様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理する力
- 7 時間を守る、挨拶をする、ルールを守る、といった接遇やマナーなど、幅広い資質・能力を身につけていく必要があります。

1～6については、

令和2年度広島県教育資料 第4章 教育活動の推進 キャリア教育

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/384326.pdf>



7については、

作業学習ハンドブックP.8～9(広島県教育委員会HP)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/34606.pdf>

をご覧ください。



勉強ももちろんですが、自立活動や学級活動、総合的な学習の時間など、様々な教育活動や体験活動を通して、自立する力を身につけてください。

知的障害特別支援学級においては、生活単元学習、作業学習などを通して、子供たちの社会的自立に向けた学習を組織的・計画的に取り組んでください。



## ★ 支援を必要とする人の進路はどのようなものがありますか？

### ◆ 支援を必要とする人の進路について（高校卒業後の一例）

障害者手帳（種別問わず）を所持することで、支援のある就労の選択肢が加わります。

例：障害者雇用枠での就労（ハローワークに専用の相談窓口あり）最低賃金保障

障害者就労・生活支援センターへの登録

障害福祉サービスを利用した就労（利用するサービスによって、最低賃金が保障されるサービスと最低賃金が保障されないサービスがあります）

## ★ 高校等卒業後を見据えた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について

- ◆ 障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した確かな教育的支援を行うことを目的とするために作成します。児童生徒がどのような進路を進んでいくのかをイメージしながら計画を立ててください。そのために必要な学習等を行い、適切な指導を進めていく必要があります。





## よくある質問Q & A

|           | 質問                                      | 回答                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育相談に関する事 | 学校見学を保護者が希望しているのですが、見学の申し込みはどうしたらいいですか。 | 学校長から、見学希望先の学校長に連絡をしてもらって見学を進めていくのが適切な手段です。                                                                                                                                                           |
| 種別等について   | 特別支援学級・特別支援学校は、どのような基準で選んだらいいですか。       | <p>子供の様子をもとに、学校見学をして様子をみること、専門家や専門機関に相談すること、療育手帳の有無、障害者手帳の有無など総合的かつ客観的に子供の様子を理解していくことが大切です。</p> <p>また、特別支援学校を選択する場合、学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準に該当するかどうか判断基準の1つになります。</p>                                |
| 就学先に関する事  | いつまでに就学先を決めるのがいいですか。                    | <p>就学先は1月ごろに答申を出しますので、それまでに決めてください。就学先決定をするためには教育相談を早め実施しておく必要があります。</p> <p>特別支援学校の就学については県教育委員会との協議が必要となるため、10月上旬までに、学校を通して、教育相談の申込をする必要があります。</p> <p>特別支援学級については、1月初旬までに学校から、教育相談の申込をする必要があります。</p> |

### ◆相談先一覧

|                                                  |                   |              |
|--------------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 進路指導等に関する事<br>教育相談に関する事                          | 三原市教育委員会<br>学校教育課 | 0848-67-6155 |
| 子供の発達に関する事                                       | 三原市保健福祉課          | 0848-67-6359 |
| 放課後等デイサービスに関する事<br>支援のある就労に関する事<br>療育手帳等の取得に関する事 | 三原市社会福祉課          | 0848-67-6060 |

### ◆住所

三原市役所 〒729-8601 三原市港町三丁目5番1号





